

見合わせになった国民健康保険法案

Anna Abitova

Abstract

According to previous researches, there are many problems concerning national health insurance, but most of researches don't go beyond just a few of them and the approach performed is quite narrow. For example, a role of government is considered as a one-sided approach, and the explanations of some policy articles are limited.

In the 70th Imperial Diet in 1937, the confrontation between the Ministry of Agriculture and Forestry, cooperating with the “*Iryouriyoukumiai*”(i.e. Medical utility association), and the Department of the Interior, which supported the Medical association, opposing to the “*Iryouriyoukumiai*”, became serious.

It is necessary to clarify historical positioning of the national health insurance system through a detailed examination of historical records of legislative process. How confrontation was adjusted, and what way out was found.

In this article, the legislative process in the period between the 70th Imperial Diet and the 71st Special Diet will be analyzed.

キーワード…… 国民健康保険法案 代行問題 医療利用組合 第71回特別議会

序：問題の所在と目的

国民健康保険（以下国保と略す）については、社会保障・社会保険制度史や社会事業史、社会政策史や医療政策史、医療史などの領域における研究や言及がある。それらは当然ながら、各分野の専門的観点から制度や政策の内容を検討することが中心的課題である。

先行研究としては、国保制定過程についての単行本として賀川豊彦・山崎勉治、清水玄、川村秀文、黒川泰一、小島砂人、蓮田茂、近藤文二、川上武、籠山京、菅谷章などの著作がある¹⁾。国保制度の成立と展開過程を中心にした先行研究には、制度史・政治史の視点から論及したものとして岩見恭子、玉井金五、中静未知、相澤與一、鍾家新による論文²⁾があり、これに関連する諸動向を視野に入れて検討を行っているものとしては、佐口卓の一連の著作がある³⁾。さらに、論文としては、朝倉幸治、前田信雄、北場勉などの業績がある⁴⁾。行政当局が編纂した著作物としては、『国民健康保険小史』、『国民健康保険二十年史』、『国民健康保険三十年史』、

見合わせになった国民健康保険法案（Abitova）

『国民健康保険四十年史』、『国民健康保険五十年史』、『厚生省五十年史』などがある⁵⁾。

以上の先行研究においては、政府の政策意図を一面的に捉えて、公表したり、政策項目別の説明にとどまっているものが多い。したがって、分析方法としては必ずしも満足すべきものとは言えない。また时期的混同や歴史的事実誤認など問題点⁶⁾も少なくない。

以上をふまえ、本論においては、国保に関する先行研究の問題点を整理し、歴史的証拠、史料を押さえ、歴史的事実にもとづく検討を行い、諸論点における研究発展に貢献することを意図する。言い換えれば、国保制度創設の歴史的な位置づけにかんしては、あらためて検討すべき課題がある⁷⁾。

先行研究によれば、国保法案は当初、1929年の世界恐慌やそれに引きつづく農村恐慌の中で、農村を中心に広く一般国民の医療を社会保険（医療保険）システムにより確保することを目的として構想されたと理解されている。さらに、その後の時代の推移は、同法案に準戦時立法的色彩をも加味することとなったとされる。国保が最初に公（官庁内）の問題となったのは、1933年4月に丹羽七郎社会局長官が、川西実三社会保険部長や清水玄企画課長に思想対策・農村医療について意見を求めたのが最初だといわれている⁸⁾。これを契機として内務省の社会局のなかで農村に対する社会保険考究が始まったとしている。

1934年7月20日、内務省社会局は、国保制度要綱（未定稿）を公表した。国保制度要綱案が公表されたとき、一般の声として、この制度案の施行について危惧の声がおこってきた。これに応えるためにつくられたのが、いわゆる国保制度類似組合で、この制度案をそのまま実施に供したテストケースであった（埼玉県の越谷谷順正会など）。しかし、単価問題で医師会との摩擦が激しく、その成立は難行をきわめたので、3年間後の1937年3月の第70回帝国議会衆議院に提出されたが、この法案は医師会や産業組合など各方面で論議された。

この法案の主要な問題点は、医療利用組合に国保組合の代行を認めるかどうか、国保組合と医師会との間の団体契約条項を法律として明記するかどうか、にあった。

これをめぐって医療利用組合に理解をしめす農林省と、これに反対する医師会の意向に配慮する内務省との対立が深刻になった。

この対立点がどのように調整され、打開策が模索されたのか、その法制定過程を史料の詳細な検討をとおして、国保制度の歴史的な位置づけを明確化せねばならない。

そこで、本論において第70回帝国議会（1936年12月26日～1937年3月31日）以後から第71回特別議会（1937年7月25日～8月7日）までの法制定過程の分析を行う。まず、国保法案の提案をめぐる内務・農林両省の意見対立について論及し、ついで修正案主張と原案主張の理由を解明する。さらに、国保法案が見合わせになった原因を当時の経済的・社会的・政治的背景をふまえて明らかにしたい。

第1章 第70回帝国議会の国保法案

1. 時代の背景

1937(昭和12)年6月4日第一次近衛文麿内閣が成立し、第71回特別議事に臨むこととなった。内務省は国保法案の再提出を企図していた。

昭和恐慌で農山漁村は疲弊し、劣悪な衛生環境も災いして、住民の健康が脅かされ、体力低下が深刻な問題となっていた。病気にかかっても医療費が工面できず、医者にみてもらえない者が多かった。

このように逼迫する国民保健・医療の需要にこたえ、医療費の負担を軽減し、保健・医療を普及させることが国保法案の本来の趣旨であった。同年7月7日蘆溝橋事件を契機として日中戦争が本格化する様相を呈してきた。このことは国家総動員体制の確立を促進させ、国防力の充実強化が時局の要請となった。その一環として国民の体力向上という役割が国保法に求められることになった。

2. 第70回帝国議会における国保法案をめぐる医師会側と産業組合側との対立

成案をえた内務省の社会局は、関係各省との会議または協議を経た上で、国保法案を、1937年3月の第70回帝国議会に提出したが、この法案は医師会、産業組合、薬業団体など各方面でながらく論議されていただけに、議員からの質疑通告は多数に上った。12名の議員より各立場を代表する質疑があり、ほとんどの問題点がでそろったので、委員会付託となり、さらに熱烈的な質疑⁹⁾がとりかわされた。主な論議は医師会との診療契約、産業組合の代行問題、売薬業者の保護問題の3点に帰着した。なかでも論議が最も激烈をきわめたのは、第9条の代行組合をめぐる論争であった。「第9条營利ヲ目的トセザル社團法人八命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行ウコトヲ得」¹⁰⁾。この場合の営利を目的とせざる社団法人とは、産業組合法による医療利用組合をさしているわけである。この条項は調査会に諮問した法案要綱にはなく、その後の産業組合側からの運動によって、政府の法案作成のときに加えられたのである。

医師会としては、実費診療所、医療組合との抗争いらい一貫して、非医師の経営する医療機関との闘いを運動の最大眼目の一つとしてきたので、今度も徹底的に反対するにいたった。第9条についていえば、この代行が是か非かという点と、この代行を認めた場合には開業医の収入減が予想されるので、国保組合と医師会との間の医療にかんする団体契約を法文化すべきであるとの点が、問題の焦点となっていた。医師会側は第9条の削除を主張し、産業組合側では削除絶対反対を唱えて鋭く対立していた。結局は、衆議院で代行に関係する条項を修正して可

見合わせになった国民健康保険法案（Abitova）

決された。具体的な修正の内容は、第9条を削除する代わりに附則において、「醫療設備ノ利用ヲ目的トスル産業組合ニシテ昭和12年3月31日ニ於テ現ニ醫療事業ヲ行フモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得」¹¹⁾となり、代行が例外規定となった。

以上のように、第70回議会において医師会と産業組合側との間に妥協的な修正案が登場した。この法案は、貴族院でも、3月31日可決される予定であった。しかし、同日、議会刷新のため林銑十郎内閣により衆議院が解散され、同時に貴族院は停会となり、法案はついに不成立に終わった。

修正案と原案の主要対立点は、つぎのとおりである。原案は「醫療利用組合の國保代行は内務大臣の許可を得れば出来る」¹²⁾と条文で規定している。これに対して、修正案は附則で「昭和十二年三月三十一日現在に於て現存する醫療利用組合中成績優秀なるものに限り本法案の代行を許可する」¹³⁾と規定する。

不成立に終わった国保法案が、再提案されるには難航がつづいた。第70回帝国議会以後第71回特別議会への法制定について、従来あまり論議されなかった。この点については、従来看過されてきた史料（『日本医事新報』、『医事衛生』、『医事公論』）に基づいて、内務省と農林省との対立する意見を比較検討しつつ考察を試みたい。

第2章 第71回特別議会への国保法案の再提出をめぐる内務・農林両省の意見対立

1. 内務省の意見

国保法案は1937年3月25日の第70回帝国議会の衆議院において、一部修正の上可決された。

内務省は、総選挙後の第71回特別議会への再提出を期して準備を進めた。選挙後退陣した林内閣の後を受けて1937年6月4日に成立した第一次近衛内閣は、施政方針に『社会正義に基づく政策の実施』を掲げ、内相に馬場鏐一、農相に有馬頼寧が就任した¹⁴⁾。

さて、国保法案は6月9日の閣議において7月下旬招集の第71回特別議会に提出することに決定した。内務当局としては成立第一主義の立場から衆議院の修正案を提出することに内定した。すなわち、「内務当局としては衆議院で一度決定したものを更に元に戻して原案を提出すると云うことは、院議を尊重する立前から極めて難しい。最近の情勢は原案提出に必ずしも不利ではないが、原案提出に依って再び審議未了となるに至っては、折角の立案も水泡に歸することとなる。この際成立第一主義の立前から修正案を提出することが妥当ではないか。特別議会までの情勢如何に依っては、原案を提出しても宜しいが、輿論を無視することは許されない」¹⁵⁾と極めてあいまいな態度を表明した。よって、有馬農相ならびに企画庁の井野次長は「日醫は

役員争奪で混乱している模様だから、この隙に乗じて原案の通過を期されたい、輿論は必ず原案を支持するであらう」¹⁶⁾と馬場内相に強く要請した。

内務当局の清水保険部長は「内務省議としては衆議院の修正案をその儘提出することに決定した。今回は恐らく問題も少なくて通過すると思う。産組関係団体は原案の提出を強く要望しているが、當局としてはこの際成立第一主義で臨む方針だ」¹⁷⁾と強く提示していた。

以上の見解から、結局修正案を提出することになったのである。

ところが、有馬農相ならびに農村関係団体も理論的立場より、原案のまま提案することを要望していた¹⁸⁾のである。閣議は同時に、馬場内相が組閣早々に要望していた『国民保健及社会施設に関し適切なる独立機関』設置の予算案提出を決め、企画庁に立案が命じられた¹⁹⁾。

2. 農林省の意見

農林省は国保法案の原案再提出の主張を堅持し続けた。さらに、有馬農相は第70回議会において、「前中央金庫理事長、産組中央會々頭として政府原案支持のために努めた関係から、閣議に於て恐らく原案再提出を強調することは瞭か」²⁰⁾であると述べた。また「農林當局としてはこの絶好の機会を捉へて有利な条件を確保せんと躍起になって居り、更に産組或いは農林関係団体が活動しているため、有馬農相の態度は意外に強硬であらう」²¹⁾という状態であった。

つまり、産業組合関係団体、ことに農林当局が原案復活を強く要望し、さらに企画庁がこれを全面的に支持するにいたったため、国保案の運命は重視されるにいたった。すなわち、企画庁の「井野次長以下田中、平木の各調査官は、農林省の主張する第九條（産組代行）復活を熱心に支持しているが、殊に田中調査官は前農林省産組總務課長の関係から、積極的に活動し、社會局に對して、今日の農村は産組を無視することは許されない。この情勢を認識せずして、保険組合を別個に組織せしめると云うことは無暴も甚しい。既設の産組を基礎に普及せしむることが、經費も少く、団体の訓練が行届いているから簡単で早速に行い得る」²²⁾という意見を提示して、原案提出を強調していた。

また、農林事務官の蓮池氏は「政府の方針は國保法案を提出すると云うことになっただけで、未だ原案か修正案かは決定していない。農林當局としての方針は、有馬農相が第七十議會に於て意見を述べていることで盡きる。勿論原案提出でなければならぬ」²³⁾という発言をした。

さらに、農林省は産業組合あるいは農村の関係団体を総動員して、積極的に2回にわたって活動を行った。

第1回は、協同組合協議会を中心とする農林関係議員10数名は、6月22日馬場内相、有馬農相初め関係方面を訪問して、国保法案の原案支持方を懲憊するところがあった。まず、馬場内相は「原案がいゝと確信しているが短期議會である爲通らぬやうでは困る、通過の見透しがつけば勿論原案に越したことはない、何分御盡力願いたい」²⁴⁾と答えた。つぎに、有馬農相は

「『有難う』と謝辯を述べ、戸田農林次官並びに小平更生部長も農相同様原案提出に努力する」²⁵⁾という旨を答えた。なお、当日列席の議員の顔触れはつぎのとおりであって²⁶⁾、産業組合論者である三宅代議士が、つぎのように語っていた。「醫師會の如く保健國策の問題を全然忘却し、自己の名譽と利益のために、日夜内部抗争をつゞけているやうな団体には國保は委ねられない。眞に國民の保健衛生の問題を憂へているのは一体誰なのだ。國保の原案提出は當然のことで、今度醫師會が反對すれば、それこそ七千萬の國民大衆が承知しない。幸い政府首脳部は原案提出の意向に傾いているので、この際一段の努力を拂い、目的を貫徹したい」²⁷⁾。

第2回は、7月5日農林関係議員は、衆議院議長官舎に会合し、当日出席の顔触れ²⁸⁾で、國保法案その他の農林関係法律案の通過にかんし種々の協議をした。國保法案については、以下の申合をなし、馬場内相、有馬農相、その他関係方面と会見して意見を開陳した。前回に引きつづき第2回の陳情であった。申合は「特別議會に提出すべき國民健康保険法案は今次議會における重要な社會立法なるのみならずかゝる制度は國民生活安定上緊急に確立すべき時期なるをもってその内容については全面的に完全を期すべきは言を俟たず、即ち同法案は共同組合を核心に置く事によって（一）保険金支拂が安易なる事、（二）再保険の可能なる事、（三）組合の基礎強固なる事、（四）互助的訓練ある団体を基とする事、（五）補助金を増加する事等の特長を強調し以て保険組合はその事務を基礎強固なる共同組合に代行せしむべく同法案の強化とこれに關する確乎たる政府の態度こそ要請する」²⁹⁾というものであった。

引きつづき、原案提出を支持する産業組合中央会の首脳部も、特別議會対策につき、7月5日の医事記者団の招待会において、つぎのように語っていた。「政府の腰がふらついているので遺憾に思っている。産組側としては飽迄原案の通過を期することは勿論で、前議會の對策は失敗だった。即ち林内閣は國保法案を唯一の社會政策だと宣傳し、輿論も左様に導かれたため、本會はこの社會政策を握潰すやうなことがあつてはならぬとの消極政策から、遂に讓歩してしまった。今度は國民保健と云う立場から堂々と原案の提出を要求し、若し通過しない場合は時期の到來する迄闘うより外に途はない。幸い輿論は我々の主張を支持してくれるし、農村民の全部が本會指令通り活動してくれるから、今度の議會は前回より樂に戦が進められるであらう」³⁰⁾。

結局、有馬農相は閣議提出前に近衛首相と会見し、「一、今日の農村救済には政府原案が最も妥當である。二、特別議會に於ては反産的空氣は前議會に比して餘程緩和されるものと豫想される、殊に醫師會は役員の椅子を纏って紛擾して居り、前議會の如く一致した行動は執れない。三、前議會で國保審議の特別委員となり、醫師會の御用を勤めた議員は七名落選している、之は明らかに民衆が國保原案を要求するものゝ現れである。四、政務官設置により議會との連絡協調も圓滑に行くからこの際積極的態度を以て、農村救済を斷行すべきである」³¹⁾との見解のもとに、原案提出を強く進言することになった。こうしたわけで、本問題にかんし馬場内相と政治折衝をなすものとみられ注目されることとなった。

日本醫師會側の意見について、少しふれると、つぎのような行動があつた。7月6日に日本

医師会は特別議会に提出する国保法案に関し、「国民健康保険法案に就ては前期議会で於て衆議院を通過し貴族院特別委員会の可決を経たる修正案の成立を期し極力之が實現に邁進す」³²⁾との声明を公表した。さらに、「日醫の國保対策は(中略)臨時總會或いは全國醫師大會等に付ては全然考慮されていない。而して目下の所では北島會長が獨り内務當局に赴いて、廣瀬次官或いは大村社會局長官等に対」³³⁾し、つぎのような発言をした。「日醫は國保案の成立を期するものであるが、院議を尊重して修正案を提出されたい、萬一原案が提出されるやうな場合は、勢の赴く所握潰しともならないから、この際争いのないやう取計られたい」³⁴⁾との意見を開陳していた。産業組合側あるいは農林関係団体の活発な運動に比して、医師会の活動は惨めな有様であった。

第3章 第71回特別議会への内務・農林両省法案の再提出の展開

1. 未提出国保法案の展開過程

修正案か、原案か、国保提案は官僚的な色彩の濃いものとして第71回特別議会に上程の段取りとなった。

問題の国保法案の議会提出は、馬場内相と有馬農相の意見対立によりすでに近衛首相に一任となった。7月25日招集の特別議会に提出される国保案は、開会の閣議において、原案とするか、また衆議院の修正案とするか、最後の決定をなすこととなった。

第70議会修正案通りの修正を施した新たな国保法案要綱は、7月5日に首相に、6日に企画庁にそれぞれ内相から提出³⁵⁾された。これに先立ち各政党の態度を打診したが、各政党首脳部は修正案支持を約した³⁶⁾。ただ東方会のみが別個の意見³⁷⁾であった。よって、社会局は企画庁に対し客観状況にかんがみて、修正案提出を是とする旨を説いたのであったが、農林系の同庁調査官はこれに対し、「社会局は原案を是なりとして前期議会で提出したではないか。衆議院の組成員も変わっている今日、修正案でなければならぬという理由はあるまい。再び原案を出してはどうか」³⁸⁾と逆襲した。これに対し、社会局は「我々の望む所は原案通過にあるが、再び原案を提出しては之俟猛烈な摩擦を惹起し、短期間の今次議会では之俟審議未了に陥る虞がある。依って不本意乍ら修正案を提出せんとするものである」³⁹⁾と説明したが、これは原案提出意見の企画庁にとって有力なる材料であった。

馬場内相は衆議院の修正案を提出することに決意し、7月12日省議に諮って最後の決定をなし、法制局へ廻送した⁴⁰⁾。

ところで、馬場内相は7月15日北島日医会長との会見の際において、北島会長より「特別議会に提出される国保法案は先般お話のあった通り修正案と決定せるや」⁴¹⁾との質問に対し、馬場内相は「時局は相剋を許さぬし、院議を尊重するため、内務省は修正案を提出することに決

見合わせになった国民健康保険法案（Abitova）

定した。然し産組或いは農村関係議員は依然原案の提出を強く要望しているから、衆議院に於て原案復活の要望が多数ならば、政府は直ちにこれに同意するであらう、この點豫め御承知置き願いたい」⁴²⁾と意味深い回答をなした。

さらに、7月19日の閣議に企画庁から「『広く協同組合ヲ基礎トシテ実施ヲ計ル趣旨』により原案提出を求め『国民健康保険法案要綱ニ關スル意見』」⁴³⁾が上申された。「理由は、『農山漁村ニ於テハ従来団体乱立ノ弊害甚ダ著シク... 新ニ団体ヲ設クルガ如キハ極メテ難事』であるため、『既存ノ協同組合ヲシテ之ニ当ラシムルコトガ其ノ目的ノ達成上極メテ適當』である、『本案ノ如ク協同組合ノ範圍ヲ制限スルガ如キハ農山漁村ノ実情ヲ無視シタルモノ』で『到底円満ナル本案ノ施行ヲ期シ難シト思料ス』という、産組・農林省の主張そのままの内容であった」⁴⁴⁾。

これに対して、内務省の策戦はつぎのようであった。内務当局の対策は「國保法案の原案に反対せる日本醫師會は、最近團體契約權を破棄し、更に同問題を纏って首腦部が對立抗争しているから、この際修正案としなくとも原案の儘で通過する見込みはあるが、時局に鑑みて自重し、更に衆議院は新成立であるがとに角院議を尊重して修正案とする。然し産組或いは農村関係團體、殊に農村協會に屬する議員より當然原案復活の要求があらうから、その際協力して原案に復活せしむることの方が勞を尠して目的を達成し得る。この方面の準備は農林省、産組中央會等に於て宜しく進めているから、當局としては日醫の運動を牽制するのみで足りる」⁴⁵⁾という方針を確立して、確かに原案復活を策している。

その一方、農林当局は「内務當局は原案を以て理想案とし、その確信の下に前議會に提出したのであるが、醫師會方面に遠慮して、今回は修正案を提出する模様である。當局としては有馬農相が前議會で要望している通り内務當局と同じ考へで原案を理想としている、時局は愈々農村の社會施設を要望するのであるから、内務當局も腰を強くし、農村救済のため積極的な態度を執って欲しい。有馬農相は恐らく一兩日に開會される議會對策の閣議に於て原案提出を強調する豫定であるが、醫師會との一戦は免れぬものとみている。幸い農村選出の議員が多数原案を支持してくれているから心強い」と語っていた⁴⁶⁾。

なお、農村協會に屬する議員70名あまりは、一致結束して原案復活運動を起こしていた。それに、7月22日の農村関係有志代議士が第4次会合を開いて各党合計46名が出席、うち30数名が馬場内相と会見して原案提出を主張⁴⁷⁾した。一方、政友会には修正案提出強硬論⁴⁸⁾があった。それに、企画庁の井野次長は23日の閣議に上述のような企画庁の意見を報告したので、有馬農相の原案提出意見が非常に優勢となった⁴⁹⁾のである。

以上をふまえ、馬場内相は主として政党方面の情勢を報告し、修正案ならば政民両党幹部も責任をもって通過を言明していると説明した⁵⁰⁾。また、有馬農相は依然これと對蹠的に議會情勢を考慮の対象とせず、専ら原案の理論的正当性を主張した⁵¹⁾。

結局、内務省社会局が特別議會に提出すべくいったん企画庁に廻した国保法案(例の修正案)

に対しては、産業組合およびこれを指導する農林省、農村代議士などの猛烈なる原案提出運動があり、企画庁調査官中にも農林系の者が多いために、原案提出意見が有力のままに7月23日の閣議に上程⁵²⁾された。

このために近衛首相が、「一、原案提出、二、衆議院修正案提出、三、今議會への提案を見合わせ再検討のうへ来る通常議會に提出」⁵³⁾との三つのどれをとるか極めて注目されていた。しかし、「廿四日の閣議に於て有馬農相は原案支持を主張してやまず爲めに内閣の延命保全を期する近衛首相⁵⁴⁾」は、「廿六日の閣議に於いて(中略)特に馬場内相、有馬農相、中島鐵相、永井遼相、廣田企畫廳總裁の居残りを求めたのち、國保案の今議會提出を取り止め通常議會に持ち越すことを言明するに至った」⁵⁵⁾。

結局、近衛首相の裁断で、7月26日に第71回特別議會には提出せず、近く設置を予定している保健社会省(設置時には厚生省と改称した)から、つぎの通常議會(第73回)に提出することと決定された。

ところが、以上にみた経過について、例えば、佐口氏は「しかしながら最終的には、農相が原案支持を断念し、内相に同意した...」⁵⁶⁾と指摘しているが、これは事実誤認である。上述の史料に基づけば、有馬農相は原案支持を主張してやまず爲めに...近衛首相は國保案の今議會提出を取り止め通常議會に持ち越すことを言明するに至った。あるいは「有馬・馬場両相間の協議でも決着は着かず、二十四日の臨時閣議では意見対立のまま首相に一任となった」⁵⁷⁾。

近衛首相が主務官庁である内務省社会局の修正案提出意見を重んじて裁断を下さなかったことに対しては、原案提出意見者を除き非難を放っていたが、このような結果に立ち到ったプロセスは複雑微妙なもの⁵⁸⁾であった。プロセスの流れを少し論証してみよう。

社会局では前期議會解散直後から特別議會には修正案を提出するという肚を決めていた。というのは該法案の成立を急ぐために農林省に媚を売って産業組合との協力を決意⁵⁹⁾し、例の第9条を入れて前期議會にはかったのであった。しかし、日本医師会は自由開業医制の擁護のため、これに反対した。産業組合側は原案擁護のためにたち、未曾有の議會鬭争が展開されたのであったが、この鬭争過程において産業組合側は第9条の代行規定の解釈を拡大し、代行範囲は単に医療設備を有する産業組合のみならず、あらゆる産業組合、漁業組合、商業組合などの共同組合に拡大すべきであるという意見を提唱するにいたった。つまり、社会局が当初産業組合との協力を決意した際の意図とは著しく異なった解釈により、第9条絶対支持運動が行われたのであった。

近衛首相の裁断が下るや内務省社会局では7月27日に清水保険部長室に各課長、技師、事務官が参集し、今後の措置につき種々打ち合わせた。しかし、「来る通常議會に提出するとしても、新設保健社会省から提出する事になれば、法案の内容につき再検討が加えられるであらうし、新設省は十月一日開店の豫定であるから、開店を俟って再検討に取り掛かると通常議會には提出不可能となるやも知れぬ」⁶⁰⁾という観測が社会局内部において行われていた。社会局として

は通常議会にこの国保法案と、職員健康保険法案とを一緒に提出するという意図である。

さて、内務と農林両相の対立の論拠は何処にあったか。その論拠の主要と思われるものについて、少し論じてみることにしよう。馬場内相修正案支持の論拠は「一、衆議院の院議を尊重すると共に貴族院でも修正案は既に委員会で可決されている、二、醫師會との摩擦を少くするとの理由で衆議院修正案を政府原案として提出するが至當」⁶¹⁾である。一方、有馬農相の原案支持の論拠は「社會局立案の國保法案の精神たる隣保共濟相互扶助を基調とする之を今日一萬五千の農村産業組合と云う協同組合の力を藉りて行うのでなければ到底其目的を達成することは出来ない」⁶²⁾という論拠が主要なものであった。

提案は以上のように、特別議会という短期間内において論議をすることは困難で、かつ新保健社会省を設置するのであったから、同省においてさらに研究を重ねて次期議会に提出する方針であった。

ここで、新省創設について、少しふれることにしてみたい。じつは、新省問題は企画庁・各省間で設置要綱が練られていたが、70回議事会期末に貴族院予算委員会で小泉医務局長の『衛生省』構想が披露されたのを皮切りに、5月に『衛生省（若は衛生社会省）』案、6月には『保健社会省』案が陸軍から提示された⁶³⁾。また、中静氏が示すように、「いずれも国民体力の向上、即ち『人的民力低下ノ国防上ニ及ス重大脅威ヲ征服スル』ために、衛生局（公衆衛生行政で医療は含まず）と体力局を主体に衛生・医療・社会・保険その他関連行政の総合的統制機関をめざすもの」⁶⁴⁾であった。

さらに、新省創設について、当時のつぎのようなコメントがあった。「新省創設の由來が主として國民体位の向上にあった關係上、出來上がった大綱は名稱にも機構にも『保健』を主流としているが、（中略）大綱の標榜する國民体位の向上と國民福祉増進の兩建前は飽まで尊重されねばならない。（中略）從來の各省機構が、現業以外は専ら統治行政の機構に立ち直接に人または人の幸福を對象とするのは、今度の新設省が始めてあるから、其特質的機構の完備に際して（中略）先ずその指導精神が、たゞ非常時に於ける人的資源の涵養という點のみに視野を限らず、廣くその背後に擴がる未開拓地とも云うべき労働、貧困、兒童、母性等々の問題まで、（中略）それ以上の關心を拂う」⁶⁵⁾と報じられていた。

2. 第71回特別議会にむけた政府部内の法案協議経過

国保の制定過程について、従来あまり論議されてこなかった点について、『日本医事新報』、『医事衛生』、『医事公論』の三点の史料に基づいて、検討してきた。これにもとづき、まとめてみると、以下のように結論づけられよう。

今度こそ成立するだろうと期待された国保法案は、ついに馬場内相の修正案提出意見に対し有馬農相が敢然として原案提出を固執してゆずらなかつた。

裁断を一任された近衛首相は対立を憂慮し、7月26日の閣議において、かつ新保健社会省においてさらに研究を重ね、第71回特別議会提出を見合わせ、次期通常国会に提出する方針を明示した。この旨が当日公式に発表された。

保健社会省の新設に伴い、農林省所管の産業組合中、医療組合はこれに移管し、農林省との共管下に置かれることに企画庁および各関係省の間で方針の決定⁶⁶⁾がなされた。農相も一応これに同意するに至った⁶⁷⁾ものの、移管後における医療組合の将来の運命は、国保法案の内容と重大なる関係をもつものであるとなし、原案の提出に固執した。すなわち、「医療組合を保健省に移管することは、政府が医療組合の助長發達に一層努力を拂う建前に依るもので、この建前を執る以上国民健康保険法案は原案を提出するのが極めて当然である。若し政府が医療組合の現状維持政策を探り、国保法案に就ても前議會に於ける衆議院修正案の再提出を圖る如き態度に出るならば、医療組合は現在通り農林省所管に止め、保健省に移す必要は認められない」⁶⁸⁾という見解によるものであった。医療組合の移管が国保法案の原案提出と不可分の関係あることを強調しているのであるが、政府としては、対政党関係より相当慎重なる考慮を必要とするのみならず、また、内務当局としてもこれに対しては独自の見解があった（成立第一主義の立場）。したがって、国保法案提出の運命が、馬場、有馬両相の態度と近衛首相の裁断で決められるようになったといえる。

つまり、内務大臣以下内務省側の意見はほとんど修正案支持に傾いており、政党はもちろん前議会の決定事項を尊重する立場から同じく修正案支持が絶対的な大勢となっていた。ただ、問題は政党議員が産業組合からにらまれることを極力回避するため個人的には原案支持の態度を示す者のあることであった。よって、これらの議員の態度は最も注目に値した。一方、前議会で大いに産業組合を代弁して活躍した有馬農相が、第71回特別議会では農林大臣として閣議に参画しており、その立場上原案支持のため政治的工作をなしつつあった。しかし、閣議の大勢は大体修正案提出に傾いており、閣議の統制上有馬農相も自己の立場を主張する時機を失したかの予測があった。前議会の決定を尊重する立場と自己の立場を主張する有馬農相との間にたったのは近衛首相であった。

ここにおいて、不審と思われるのは、同法案が閣議に提出されたとき、7月24日に法案の取り扱いかんし、広田企画庁総裁が企画庁において調査している案を井野同庁次長をして説明せしめた⁶⁹⁾ことである。それより同法案は内務省議で前回衆議院における修正案のとおり決定して、直ちに法制局へ廻付し、そのまま確定案となった⁷⁰⁾ものである。

なぜ法制局を通過したものが、企画庁において別に調査されたのか。この点いささか疑問なしといえない。もし企画庁が調査し、かつそれについて発言するならば、少なくとも法制局へ廻付する以前でなければならぬ。何も差し迫った閣議において、別の意見を発表させる必要はないはずであろう。

以上の次第は社会局にも大きな罪があるが、保険部長の清水玄は「暑い折柄堅い話は止めま

せう、その後北支の情報は如何です」⁷¹⁾とうとうしい気持ちを事変にまぎらわしていた。ところが、川村企画課長は「醫師會の戦術が下手だから斯んな結果になったのだ」⁷²⁾と医師会への不満を話してまわっていた。ところが、企画庁の某調査官は「今度の勝負は社會局の理論的敗亡サ、先ず川村君は原案が最もいゝ案だと我々に説明して置いてサ、閣議へ修正案を出したんだからね、その信念の程が疑はれるヨ、また馬場内相だって、藏相時代に原案を理想として六十萬圓の財源を承諾したのではないか、その二人の張本人が修正案通過に躍起となって飛び廻ったんだから、全く飽きれて物が云へないね」⁷³⁾、さらに、「社會局の川村君は當初原案が宜しい、我々はこの理想案に向かつて猛進するのみだ、何分宜しくと援助を頼んで来た。然るにその後は掌を返したやうに修正案の通過を期した。我々は修正案がよいと云う理論を聞かないのだ」⁷⁴⁾と深刻に批判した。

確かに、上記の批判のとおり、社会局も、修正案を支持した医師会も、修正案が最も適当だという意見を一つも公表していなかった。ここで、財政的な背景も明らかになってくる。つまり、馬場内相は、膨大な財源を必要として、産業組合の代行を挿入させた張本人であったのではないだろうか。馬場内相は「理想としては原案が宜しい、だが院議を尊重して修正案としたのだ。議會で原案に修正すれば尚結構だ」⁷⁵⁾と述べ、馬場内相本人が原案の修正を支持したのであった。

この間の経緯について、『国民健康保険小史』は、「しかるに提案間際になって、企畫廳、農林當局、産業組合團體から『廣く協同組合を基礎として實施を計る趣旨を以て第七十回議會に提出した原案に復するを適當と認む』との意見を主張し」⁷⁶⁾と論じる。『現代日本医療史 - 開業医制の変遷』（川上武）や「国民健康保険制度論ノート - その成立と展開過程を中心として -」（岩見恭子）や『医療の社会化』、『国民健康保険 形成と展開』（佐口卓）も、「企画庁は原案支持の意見を主張した」⁷⁷⁾のだと指摘する。しかし、上述のように、企画庁は当初原案支持を主張していたが、その後閣議へ修正案を提出した。すなわち、当時の経済的・社会的・政治的背景に大きく影響され、主張を替えるという経過をたどっていたのである。

また、産業組合あるいは農林省の当局者が、国保原案を熱狂的に支持した理由は、目下産業組合拡充五ヶ年計画中に農村保健運動が重要項目として加えられていたからである。すなわち、農村保健運動とは、1万6千のあらゆる産業組合に保健共済施設を実施すること⁷⁸⁾であった。この施設の内容は、「府縣と市町村に保健委員會を設置し、醫療事業、豫防運動等を積極的ならしめる施設だ。この保健共済施設の擴充計畫は、農林省より企畫廳或いは法制局に提出されているが、その内容は全く國保の代行以外にない」⁷⁹⁾というものであった。

もちろん、国保を代行しなくとも施設はできるが、産業組合側が国保原案を強調する唯一の原因は、補助を得てこの施設をより完備することにあると考えられる。医療組合はこの施設の犠牲的役割で、当時の代行問題は全く保健共済施設の拡充いかにあったのではないか。社会局が原案復活に恐怖を抱いたのも、一つにこの共済施設にあったとも考えられる。その結果を

憂慮して、市町村単位に組織した方が適当という説が有力に台頭しつつあった。この関係はいよいよ重大問題として取り扱われるにいたったのである。

国保組合の普及が困難の場合は、医療組合にその代行を認めようという社会局当初の意図は、医療組合のみならず、あらゆる産業組合、商業組合、漁業組合などの共同組合に国保を代行させるのが最も合理的であるという産業組合の主張を誘発してきた。第9条を残存させれば産業組合の政治的勢力により、そこまで引きずられるという実態が発生した。これは「折角国保組合に君臨せんとする社会局の喜ぶところではない。若しさうなれば国保の實質的監督権は農林省に移っていい、社会局は単なる補助金交付者に墮してろう」⁸⁰⁾からである。そこで、社会局は第70回議会解散後の産業組合の運動を大いに警戒した。「産組中央會の指令に依り、国保代行を目的に多くの産組が遽かに医療利用設備をもたんとしている状態に對しては、地方長官に通牒して濫りにそれを許可すべからずと命じた」⁸¹⁾。

あらゆる事業を産業組合の手に任せられた結果はどうなるかという点について、賢明なる社会局は若干の疑念をもっていたのである。そうすると、第9条に対する産業組合の要求が、上記のようにラディカルなものとなった以上は、むしろ修正案の成立をなすのが賢明であるということになったのである。

むすびにかえて

以上国保案の成立過程について、第70回帝国議会～第71特別議会までの局面について論及してきた。国保法案が見合わせになった原因については、経済的・社会的・政治的側面から考察して、次のように要約できよう。

経済的原因としては、次のようなことが考えられる。

医療利用組合と医師会は利害が相反して妥協案を見つげ出せない状況であった。医療利用組合は国保を代行することで保健共済施設を拡充したり、補助金を得ることなどの利点に着目し、国保の主体的役割を確保しようとする狙いがあった。農林省はこれを擁護する立場にあった。すなわち、全国的にネットワークをもつ医療利用組合に代行権を認めることで、農林当局の監督権が大幅に拡充することになるからである。

医療提供側は、代行権が医療利用組合に認められることになれば、医師の主体性に大きな統制が加えられることになり、自由開業医制の存続が脅かされ、経済的にも大きな影響を受けることになる。

内務省としては、国保の行政権限を農林省に奪われることになりかねない点を憂慮した。これまで保健・医療行政を担ってきた官庁としては、その点は容認できないところであった。その意味では、医師会側の利害と共通する基盤があった。

社会的な原因としては、次の点が考えられる。

見合わせになった国民健康保険法案 (Abitova)

昭和恐慌の影響を最も深刻に受けた農村は極度に疲弊し、貧困問題が深刻化していった。衛生環境・住環境の劣悪化は疾病を一層増大させた。病気になっても、医療費が支払えないため、医者にもてもらえない者が増大した。壮丁の体力低下が大きな社会問題となり、とりわけ兵力資源を農村に依存していた軍部はこの点を深刻に受け止めていたのである。この点は、国保法案に軍事的要請が加わり、関係当局の意見調整を一層複雑にした。

政治的原因としては、次のようなものが考えられる。

国保法案は衆議院を通過し、貴族院でも委員会は通過したのであったが、直後に衆議院が解散されたため、同法案は成立するにいたらなかった。衆議院選挙後に成立した近衛内閣の下では、新内務大臣と新農林大臣はそれぞれの経済的背景に拘束され、関係団体の利害を代弁する立場から脱却できない状況に置かれていた。そのため、それぞれの主張の隔たりを埋めるための調整は難行を極めた。首相はこの問題に関しては、指導力を発揮することできず、国保法案を担当する新設省（後の厚生省）に先送りすることで事態の収拾を図ろうとした。

こうした事情によって、法案提出は見合わせざるをえなかった。

<注>

- 1) 賀川豊彦・山崎勉治『国民健康保険と産業組合』成美堂書店、1936年；清水玄『国民健康保険法』羽田書店、1938年；川村秀文（等）著『国民健康保険法詳解』巖松堂書店、1939年；黒川泰一『保健政策と産業組合』三笠書房、1939年；小島砂人『社会保険の発達』黄河書院、1943年；蓮田茂『国民健康保険史』医師会、1960年；近藤文二『社会保険』岩波書店、1963年；川上武『現代日本医療史 - 開業医制の変遷』勁草書房、1965年；籠山京『社会保障の近代化』勁草書房、1967年；近藤文二『日本の社会保障の歴史』厚生出版社、1974年の第3章「国民健康保険と厚生年金保険」；菅谷章『日本医療政策史』日本評論社、1977年；菅谷章『日本社会政策史論』日本評論社、1978年；横山和彦・田多英範『日本社会保障の歴史』学文社、1995年の第2章「須藤縁著 社会保険制度の歩み」；吉原健二『日本医療保険制度史』東洋経済新報社、1999年。
- 2) 岩見恭子「国民健康保険制度論ノート - その成立と展開過程を中心として - (上) - 」『密教文化』131, 1980年9月, 「同(中)」133, 1981年1月, 「同(下)」134, 1981年3月；玉井金五「1930年代における日本<農村>社会政策 国民健康保険と初期効果」『経済学雑誌』(大阪市立大学経済研究会, 日本評論社) 89 別冊 2, 1988年；中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(上, 下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻, 第1-2号, 1990年；相沢与一「1930年代日本農村の医療利用組合運動と国民健康保険法の成立」『経済学研究(九州大学経済学会)』59巻(5・6号), 1994年；寺本尚美「地域保険の視点からみた国保制度の歴史的展開」『総合社会保障』33(2), 1995年；鍾家新「国民健康保険制度の創設・発展と【十五年戦争】 日本の有力な社会保障制度の創設・発展における戦争の役割」『弘前学院短期大学紀要』34, 1998年。
- 3) 佐口卓『日本社会保険史』日本評論社, 第2版, 1965年の第6章「三 国民皆保険運動の展開」；『信濃の国保三十年史』長野県国民健康保険団体連合会, 1968年；『日本社会保険制度史』勁草書房, 1977年の第7章「一 国民健康保険と医療の社会化」；『医療の社会化』勁草書房, 1982年；『社会保険の昭和史 4 国民健康保険の登場』共済新報(共済組合連盟) 30巻(7号), 1989年；『国民健康保険の成立と国保類似組合』『早稲田商学』第336号, 1990年2月；『国民健康保険の成立と医療保護事業』『早稲田商学』第344号, 1991年3月；『国民健康保険と皆保険(上) 国保の公営化』『早稲田商学』第351-352合併号, 1992年3月；『国民健康保険と皆保険(下) 皆保険の達成』『早稲田商学』第355-356合併号, 1993年3月；『国民健康保険 - 形成と展開』光生館, 1995年。
- 4) 朝倉幸治「日本医療保障の形成過程に関する医史学のおよび社会医学的考察」『国民衛生』日本予防医学会, 第28巻, 第2号(別号) 1959年；前田信雄「国民健康保険制度成立前史 農民の窮乏化とその医療事情に関する史的分析」『東北大学研究年報経済学』第24巻, 1962-63年；田畑洋一「昭和恐慌

- 期の社会事業 農村医療の危機と国民健康保険」九州社会福祉研究，第13号，四九州大学社会福祉学科篇，神崎町（佐賀県）四九州大学社会福祉学科，1988年；篠崎次男，仁村小矢，青山淳一「国保のあゆみと今日の国保問題（国民健康保険・権利必携＜特集＞）」『賃金と社会保障』労働旬報社，1038，1990年；鈴木三郎「国民健康保険の誕生（健康保険組合の発達）」『総合社会保障』31（7），1993年；相澤與一「1930年代日本農村の医療利用組合運動と国民健康保険法の成立」『経済学研究』（九州大学経済学会）59巻（5・6号）1994年；寺本尚美「地域保険の視点からみた国保制度の歴史的展開」『総合社会保障』33（2）1995年；木村敦「国民健康保険制度における【相互援助】論について」『仏教福祉学』種智院大学仏教福祉学会，1，1999年；北場勉「国民健康保険の導入の背景・過程について - 社会保険拡充が農家負担軽減か - 1934（昭和9）年7月未定稿までを中心に」『日本社会事業大学研究紀要』47，2000年；豊崎聡子「恐慌期農村医療の展開過程 医療組合運動から国民健康保険法へ」『農業史研究』35，2001年。
- 5) 国民健康保険協会編『国民健康保険小史』国民健康保険協会，1948年；全国国民健康保険団体中央会編『国民健康保険二十年史』全国国民健康保険団体中央会，1958年；厚生省保険局国民健康保険課編『国民健康保険三十年史』国民健康保険中央会，1969年；国民健康保険中央会編『国民健康保険四十年史』ぎょうせい，1979年；厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史』厚生問題研究会，1988年；国民健康保険中央会編『国民健康保険五十年史』ぎょうせい，1989年。
 - 6) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察（上） - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻，第1号，1990，p.295.
 - 7) 佐口卓『国民健康保険 - 形成と展開』光生館，1995年，p.48.
 - 8) 川上武『現代日本医療史 開業医制の変遷』勁草書房，1965年，p.419.
 - 9) 川上武『現代日本医療史』勁草書房，1965年，p.421.
 - 10) 川上武『現代日本医療史』勁草書房，1965年，p.421.
 - 11) 『第70回帝国議会衆議院委員会議録』77，p.396.
 - 12) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号，1937年7月31日，p.2783（33）。
 - 13) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号，1937年7月31日，p.2783（33）。
 - 14) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察（下） - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻，第2号，1990，p.450.
 - 15) 「日医混乱の隙を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻，第27号，1937年7月7日，p.917（5）。
 - 16) 「日医混乱の隙を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻，第27号，1937年7月7日，p.917（5）。
 - 17) 「国保法案の提出を繞り内務・農林両省の意見対立 = 結局成立第一主義で修正案 = 」『医事衛生』第7巻，第24号，1937年6月16日，p.821（5）。
 - 18) 「国保法案の再提出は修正案たるべし」『日本医事新報』第775号，1937年7月17日，p.2599（1）。
 - 19) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察（下） - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号，1990，p.450 451.
 - 20) 「国保法案の提出を繞り内務・農林両省の意見対立 = 結局成立第一主義で修正案 = 」『医事衛生』第7巻，第24号，1937年6月16日，p.821（5）。
 - 21) 「国保法案の提出を繞り内務・農林両省の意見対立 = 結局成立第一主義で修正案 = 」『医事衛生』第7巻，第24号，1937年6月16日，p.821（5）。
 - 22) 「国保法案は原案提出に傾く - 企画庁は農林省の主張支持 - 」『医事衛生』第7巻，第26号，1937年6月30日，p.884（4）。
 - 23) 「国保法案の提出を繞り内務・農林両省の意見対立 = 結局成立第一主義で修正案 = 」『医事衛生』第7巻，第24号，1937年6月16日，p.821（5）。
 - 24) 「国保法案は原案提出に傾く - 企画庁は農林省の主張支持 - 」『医事衛生』第7巻，第26号，1937年6月30日，p.884（4）。
 - 25) 「国保法案は原案提出に傾く - 企画庁は農林省の主張支持 - 」『医事衛生』第7巻，第26号，1937年6月30日，p.884（4）。
 - 26) 助川啓四郎（政友），西川貞一（同），石井徳久治（同），盛島明長（同），吉植庄亮（同），喜多荘一郎（民政），高田耘平（同），岡田喜久治（同），永山忠則（中立），三宅正一（社大）「国保法案は原案提出に傾く - 企画庁は農林省の主張支持 - 」『医事衛生』第7巻，第26号，1937年6月30日，p.884（4）。

- 27) 「国保法案は原案提出に傾く - 企画庁は農林省の主張支持 - 」『医事衛生』第7巻, 第26号, 1937年6月30日, p.884(4)。
- 28) 岩元策次郎, 小高長三郎, 杉山元治郎, 三宅正一, 岡田喜久治, 吉植庄亮, 堀内良平, 長野長廣村上國吉(「日医混乱の際を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻, 第27号, 1937年7月7日, p.917(5)。
- 29) 「日医混乱の際を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻, 第27号, 1937年7月7日, p.917(5)。
- 30) 「日医混乱の際を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻, 第27号, 1937年7月7日, p.917(5)。
- 31) 「日医混乱の際を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻, 第27号, 1937年7月7日, p.917(5)。
- 32) 「国民保険案の焦点 原案か, 修正案か」『医事公論』第1303号, 1937年7月10日, p.20。
- 33) 「日医混乱の際を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻, 第27号, 1937年7月7日, p.917(5)。
- 34) 「日医混乱の際を狙って - 国保法案は原案提出に内定」『医事衛生』第7巻, 第27号, 1937年7月7日, p.917(5)。
- 35) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号, 1990, p.451。
- 36) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号, 1937年7月31日, p.19。
- 37) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号, 1937年7月31日, p.19。
- 38) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号, 1937年7月31日, p.19。
- 39) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号, 1937年7月31日, p.19。
- 40) 「農村系議員の手で原案に復活 - 国保案は九条削除で提出し」『医事衛生』第7巻, 第29号, 1937年7月21日, p.995(3)。
- 41) 「農村系議員の手で原案に復活 - 国保案は九条削除で提出し」『医事衛生』第7巻, 第29号, 1937年7月21日, p.995(3)。
- 42) 「農村系議員の手で原案に復活 - 国保案は九条削除で提出し」『医事衛生』第7巻, 第29号, 1937年7月21日, p.995(3)。
- 43) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号, 1990, p.451。
- 44) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号, 1990, p.451。
- 45) 「農村系議員の手で原案に復活 - 国保案は九条削除で提出し」『医事衛生』第7巻, 第29号, 1937年7月21日, p.995(3)。
- 46) 「農村系議員の手で原案に復活 - 国保案は九条削除で提出し」『医事衛生』第7巻, 第29号, 1937年7月21日, p.995(3)。
- 47) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号, 1990, p.451。
- 48) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号, 1990, p.451。
- 49) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号, 1937年7月31日, p.19。
- 50) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号, 1937年7月31日, p.2783(33)。
- 51) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号, 1937年7月31日, p.2783(33)。
- 52) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号, 1937年7月31日, p.19。
- 53) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号, 1937年7月31日, p.2783(33)。
- 54) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号, 1937年7月31日, p.2783(33)。
- 55) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号, 1937年7月31日, p.2783(33)。
- 56) 佐口卓『国民健康保険 - 形成と展開』光生館, 1995年, p.11。
- 57) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に

- 』『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号,1990,p.451(引用『有馬頼寧の日記』国立国会図書館憲政資料室所蔵,有馬頼寧関係文書,七月二十四日に基づく)。
- 58) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号,1937年7月31日,p.19.
- 59) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号,1937年7月31日,p.19.
- 60) 「国保法案遂に今議会提出中止」『医事公論』第1306号,1937年7月31日,p.19.
- 61) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号,1937年7月31日,p.2783(33)。
- 62) 「国保案提出中止 - 馬場有馬両相対立の犠牲 - 」『日本医事新報』第777号,1937年7月31日,p.2783(33)。
- 63) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号,1990,p.452.
- 64) 中静未知「1930年代における医療問題の政治史的考察(下) - 国民健康保険法の成立過程を中心に - 」『東京都立大学法学会雑誌』第31巻第2号,1990,p.452.
- 65) 「保健社会省の組織大綱愈々決定さる」『日本医事新報』第775号,1937年7月17日,p.2599(1)。
- 66) 「国保法案の再提出は修正案たるべし」『日本医事新報』第775号,1937年7月17日,p.2599(1)。
- 67) 「国保法案の再提出は修正案たるべし」『日本医事新報』第775号,1937年7月17日,p.2599(1)。
- 68) 「国保法案の再提出は修正案たるべし」『日本医事新報』第775号,1937年7月17日,p.2599(1)。
- 69) 「国保法案が不提出になる迄」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1097(5)。
- 70) 「国保法案が不提出になる迄」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1097(5)。
- 71) 「医海拾穂」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1098(6)。
- 72) 「医海拾穂」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1098(6)。
- 73) 「医海拾穂」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1098(6)。
- 74) 「国保法案が不提出になる迄」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1097(5)。
- 75) 「国保法案が不提出になる迄」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1097(5)。
- 76) 国民健康保険協会編『国民健康保険小史』国民健康保険協会,1948年,p.175.
- 77) 『国民健康保険小史』国民健康保険協会,1948年,p.175;川上武『現代日本医療史 開業医制の変遷』勁草書房,1965年,p.422;岩見恭子「国民健康保険制度論ノート - その成立と展開過程を中心として - (中) - 」『密教文化』133,1981年1月,p.64;佐口卓『医療の社会化』勁草書房,1982年,p.136;『国民健康保険 形成と展開』光生館,1995年,p.10-11.
- 78) 「国保法案が不提出になる迄」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1097(5)。
- 79) 「国保法案が不提出になる迄」『医事衛生』第7巻,第30号,1937年8月4日,p.1097(5)。
- 80) 「国保法案の見逃し」『日本医事新報』第776号,1937年7月24日,p.2704(30)。
- 81) 「国保法案の見逃し」『日本医事新報』第776号,1937年7月24日,p.2704(30)。

主指導教員(横山和彦教授)、副指導教員(齋藤忠雄教授・藤井隆至教授)